

【体験学習プログラム開発支援】
修学旅行等による都市圏周遊の推進 FAQ

福岡市教育旅行推進デスク
令和3年7月20日時点

[1 事業全体]

1-1 支援の概要

支援の概要は。

- ・修学旅行や校外学習などに対応する新規の体験学習プログラムの開発費を支援します。

対象：修学旅行等に対応する新たな体験プログラム開発に関わる費用

(既存プログラムのリニューアルも対象)

支援額：対象経費の3分の2（1事業者あたり上限20万円）（税込み）

1-2 体験学習プログラムとは

「体験学習プログラム」とはどんなものか。

- ・修学旅行や社会科見学などの教育旅行において、「産業」「都市文化」「歴史」「自然」などの体験・学習ができるプログラムのことです。

[2 開発費支援について]

2-1 対象となる支援

支援の対象はどんなものか。

- ・本事業の対象となる修学旅行や校外学習等の教育旅行を受け入れる体験学習プログラムを新規開発するにあたり、事業者から申請があり、事務局で承認したものに対し、開発に必要な備品等の購入費用の一部（費用の3分の2・20万円を上限）を支援します。

- ・既存の体験学習プログラムにおいても、リニューアルする場合には申請可能です。

- ・開発する体験学習プログラムについては、2022年（令和4年）2月28日までに受け入れが開始できるものが対象です。

- ・1事業者あたり複数の申請は可能ですが、その場合も上限20万円は変わりません。

(1事業者あたり上限20万円)

- ・承認された体験学習プログラムについては、本事業のホームページ等に掲載します。

- ・市内で開催・実施を予定している体験プログラムが対象です。(所在地が市外の事業者でも開催地が市内であれば対象です)。

2-2 対象期間について

本事業の支援の対象となる期間を教えてください。

- ・要項第7条に示す申請書類（A様式1及び見積書等、A様式2）をご提出ください。

- ・体験学習プログラム開発後30日以内に領収書の写し等を添付した書類等を提出し、3カ月以内に修学旅行等の受入れを開始してください。また、2022年（令和4年）2月28日までに受け入れが開始できるものが対象となります。

- ・予算の執行状況等により支援終了となります。状況については事務局にお問い合わせ下さい。

2-3 開発費の支援の対象

開発費の支援の対象を教えてください。

- ・下記の対象経費例を想定しています。
- ・開発した体験プログラムに必要な備品であるかが主な審査基準となります。
- ・支援対象は、備品などの購入物資といたします。

〈対象経費の例〉

体験学習プログラム（例）	対象例
・ホテルでの郷土料理調理体験 ・テーブルマナー体験 など	・エプロンや食器、テーブルクロスなどの備品 ・テキスト制作費用、会場整備費用 など
・日帰りグランピング体験 ・アウトドア体験 など	・作業用テーブル・調理器具などの備品 ・アウトドアグッズ、レクリエーション用具 ・火起こし体験などの機材 など
・企業におけるコンテンツ制作体験 ・プロラッピング体験 ・職場体験 など	・タブレット整備費用 ・Wi-fi 整備費用 など ・コロナ対策のための備品購入

〈対象“外”経費となる例〉

体験学習プログラム（例）	対象外例
・テーブルマナー体験	・催行の都度掛かる会場費 (参加費に含んでください)
・職場体験	・通常営業などの告知チラシ (開発した体験プログラムの告知チラシは対象となりますが、通常営業などのチラシは対象外です)

※体験学習プログラムの材料費や教材費、人件費や当日の会場費については、開発費ではなく、参加費となります。(参加費の支援については、後日お知らせします。)

※対象となる経費について不明な点がある場合は、事務局までお問い合わせください。

※コロナ対策のための備品購入につきましても支援対象となりました。(7月7日より)

[3 申請について]

3-1 申請書・申請方法

各申請書・申請方法について教えてください。

- ・申請書は福岡観光コンベンションビューローのホームページからダウンロードください。

<https://www.welcome-fukuoka.or.jp/info/3282.html>

- ・申請方法、申請先は下記にてお願いします。申請に伴う費用は申請者負担となります。

【郵送】〒810-0001 福岡市中央区天神3丁目11-1 天神武藤ビル4F

福岡市教育旅行推進デスク（東武トップツアーズ福岡支店内）

※当日消印有効

【メール】jigyosya.fukuoka-city@tobutoptours.co.jp

3-2 開発費がかからない体験学習プログラムの登録について

各開発費はかからないが、新たな体験学習プログラムとして登録することは可能か。

- ・開発費がかからない場合でも、新たな体験学習プログラムとして登録を申請することができます。登録された体験学習プログラムは、修学旅行等の特設サイトで情報発信を行います。
- ・開発費がかからない場合は、A様式1及び別紙のみをご提出ください。(申請金額欄に「0」とご記入ください)
- ・なお、別途体験学習プログラムへの参加費支援を予定しており、こちらへの支援を受けることが可能です。詳細は改めてお知らせします。

3-3 対象件数の上限など

支援の対象となる件数の上限などを教えてほしい。

- ・開発費の支援については、50件分を想定しています。

3-4 入金までの期間

申請後、入金までの期間はどれくらい掛かるか教えてほしい。

- ・開発費の支援については、事務局で審査・決定後、開発に係る領収書の写し等を添付した必要書類を提出いただき、事務局にて確認後、30日以内を予定しています。審査や確認などの状況によって変動する場合がありますのでご了承ください。

3-5 開発費の支援の申請に必要な領収書

開発費支援の申請に必要な領収書を教えて欲しい。

- ・購入した品目の記載のある領収書の写しを添付ください。
- ・申請時点ですでに購入した備品等の領収書で申請することも可能です。
- ・支援金の根拠となる見積書または請求書の写しを申請時に添付してください。(任意様式)

[4 その他]

4-1 相談窓口について

本事業に伴う相談は、どこに相談すればいいですか。

- ・本事業の事務局は下記の通りです。

【事務局連絡先】

福岡市教育旅行推進デスク（東武トップツアーズ福岡支店内）

TEL：092-739-2690（平日 10:00～17:00）

E-mail：jigyosya.fukuoka-city@tobutoptours.co.jp

※本FAQは福岡観光コンベンションビューローのホームページで適時更新していきます。

〈変更履歴〉

- 6月4日：1-3 スキーム図、2-3 対象期間に関する表現の変更を行いました。
- 6月10日：他参加費支援等のFAQに合わせて記載方法の変更を行いました。
- 7月7日：コロナ対策のための備品購入につきましても支援対象となりました。
- 7月20日：申請の対象期間を削除し、適時受付となりました。